

熊本県立人吉高等学校五木分校防犯及び自然観察用カメラの管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立人吉高等学校五木分校に設置する防犯及び自然観察用カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、防災防犯等施設の安全管理、敷地周辺の生物等の観察及びそれらのデータ用いた学習を行うために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立人吉高等学校五木分校内の次の場所に設置する。

①五木分校内緑地

②駐輪場下階段

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、学校敷地内及び学校敷地の南側周辺の施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した映像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県立人吉高等学校長とする。

カメラの使用責任者は、熊本県立人吉高等学校五木分校教頭とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した映像（以下「映像」という。）は、使用責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

映像の保存期間は、2か月とする。ただし、特に必要と認められるときは、使用責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。

(3) 消去

保存期間を経過した映像は、特に必要と認められるときを除き、使用責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯及び自然観察用カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 映像の提供

管理責任者は、必要と認められる最小限度において映像を外部機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。